

国営土地改良事業等再評価実施要領

第1 趣旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価の対象となる事業（以下「対象事業等」という。）は、国が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定される土地改良事業（維持管理事業を除く。）
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号のイに基づき農林水産大臣が主務大臣となつて行う同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事
- (3) (1) 及び (2) に掲げる事業の全体実施設計（全体実施設計要綱（昭和54年3月20日付け54構改D第131号構造改善局長、畜産局長通達）に基づくものをいう。以下同じ。）であつて、当該全体実施に着手した日又は当該全体実施設計の再評価を行った日から起算して5年を経過した日において事業の採択がなされていないもの

2 再評価は次に掲げる年度において行うものとする。ただし、当該年度内に対象事業等が完了する場合は、再評価を行わないものとする。

- (1) 土地改良事業及び地すべり防止工事当該事業を採択した日又は当該事業の再評価を行った日から起算して5年を経過した日の属する年度
- (2) 全体実施設計当該全体実施設計に着手した日又は当該全体実施設計の再評価を行った日から起算して5年を経過した日の属する年度

第3 事業所等における基礎資料の作成

対象事業等を執行する事業所等において、次に掲げる項目を内容とする再評価のための基礎資料を作成し、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

- (1) 土地改良事業及び地すべり防止工事
 - ア 事業の進捗状況
 - イ 関係団体（関係する土地改良区、市町村、都道府県、その他の関係機関をいう。以下同じ。）の意向
 - ウ 関連事業の進捗状況
 - エ 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - (ア) 事業の施行に係る地域
 - (イ) 主要工事計画
 - (ウ) 事業費
 - オ 社会経済情勢の変化
 - カ 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- (2) 全体実施設計
 - ア 全体実施設計の進捗状況
 - イ 関係団体との調整状況
 - ウ 事業計画書の案の次に掲げる重要な事項の変更の必要性の有無
 - (ア) 事業の施行に係る地域
 - (イ) 主要工事計画
 - エ 社会経済情勢の変化
 - オ 費用対効果分析の基礎となる要因の変化

第4 事業管理委員会及び第三者委員会の設置

- 1 地方農政局長は、対象事業等の再評価を行うため、関係部課長をもって構成する国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 事業管理委員会の長は、専門的知見を有する第三者（国又は関係団体に属する者以外の者をいう。）から構成される委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置するものとする。

第5 再評価の実施

- 1 事業管理委員会は、基礎資料を基に、対象事業等の継続、事業計画の変更、対象事業等の休止又は中止、関係団体への要請その他対象事業等の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、関係団体の意見を文書により聴取した上で、再評価を行うものとする。
- 2 事業管理委員会は、第三者委員会へ再評価結果を諮問し、その意見を付して、地方農政局長へ当該再評価結果を報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、再評価結果及び第三者委員会の意見を踏まえ、翌年度以降の対象事業等の実施方針案を作成し、構造改善局長（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通達）第5の4の(1)のアの事業にあつては、構造改善局長及び畜産局長。以下同じ。）に報告するものとする。

第6 再評価の結果を受けての実施方針の決定

構造改善局長は、地方農政局長から報告のあつた実施方針案について検討し、翌年度以降の対象事業等の実施方針を決定する。

第7 再評価結果及び実施方針等の公表等

- 1 構造改善局長及び地方農政局長は、毎年度、対象事業等の一覧、それぞれについての再評価結果及び結果に至った理由、実施方針等を公表するものとする。
- 2 また、再評価結果及び実施方針については、地方農政局長から関係団体に周知するものとする。

第8 委任

事業管理委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長が別に定める。

第9 施行期日

本要領は、平成10年4月1日から施行する。

「国営土地改良事業等再評価実施要領」 見直しについての要望

2000年11月29日

農林水産大臣 谷 洋一 殿
構造改善局長 渡辺 好明 殿

「国営土地改良事業等再評価実施要領」見直しについての要望

諫早干潟緊急救済東京事務所
（日本湿地ネットワーク加盟団体）

諫早湾干拓事業は、1997年の潮受堤防の閉め切りに際し、事業の是非をめぐる国民的論争を巻き起こしました。本事業の今後の成り行きについては、長崎県民のみならず多くの国民が今なお注視しているところであります。

さて、本事業は「国営土地改良事業等再評価実施要領」や「農林水産公共事業事業評価実施要綱」中の「再評価」規程

に基づき、2001年度の再評価対象事業になると伝えられていますが、私たちは大多数の国民が納得できる公正な再評価が実施されるよう切に願うものです。この観点から、前記実施要領又は新たに策定されると予想される前記事業評価実施要綱に基づく新要領の規程に、以下の事項を反映していただきたく、要領の改定ないし整備を要望いたします。ご検討の結果については、本年12月末日まで頭書連絡先に文書でお知らせ下さるようお願い申し上げます。

1. 公開性をよりいっそう徹底すること。
 - (1) 地方農政局長に提出される「基礎資料」は直ちに国民が容易に入手できる方法で公表すること。
 - (2) 第三者委員会の検討会議は討議に十二分な時間を確保すると共に、会議は市民に公開し、速やかに詳細な議事録を公表すること。
 - (3) 九州農政局の意向として、本事業の「費用対効果算定の基礎データは第三者委員会には提出しない」旨伝えられているが、事実とすれば透明性の確保や第三者委員会への信頼性確保の観点からも甚だ遺憾である。「基礎資料」作成に際して使った基礎データを含めて全資料を第三者委員会に提出するとともに、市民にも公開すること。
2. 市民参加を保証すること。
 - (1) 「基礎資料」に対するパブリックコメントを受け付け、これを公開すること。
 - (2) 関係団体の意向の聴取は、長崎県、諫早市、森山町、高来町、吾妻町及び愛野町に限る旨伝えられているが、実際に本事業の影響を受けている住民や漁民・農民団体、問題に関心を寄せる環境NGO、事業費の多くを負担しているタックスペイヤーとしての国民など、関係各層の広範な意向を聴取すること。
 - (3) 第三者委員会その他の場において市民の意見表明の機会を設け、再評価結果に反映させること。
3. 環境を重視した再評価とすること。
 - (1) 評価項目に、事業の実際の効果、環境アセスと現況の検証結果、事業の必要性などの項目を加えること。
 - (2) とりわけ環境への影響は、行政が行っているモニタリングやアセスレヴュー以外にも、民間の調査研究結果も含めて慎重に精査し、必要な場合はアセス項目を拡充した再アセスを実施したうえで再評価を行うこと。
 - (3) 諫早湾干拓事業のごとく住民や国民の間で反対論が強い事業については、広範な関係者や市民を含めた円卓会議の設置を別途規程し、開かれた議論を行いつつ双方の合意を得たうえで実施方針を決定すること。

以上

「国営土地改良事業等再評価実施要領」
見直しについての回答

平成12年12月27日

諫早干潟緊急救済東京事務所 御中

農林水産省構造改善局水利課長
開発課長

「『国営土地改良事業等再評価実施要領』見直しについての要望」について（回答）

平成12年11月29日付けであった標記の件について、下記

の通り回答いたします。

記

「国営土地改良事業等再評価実施要領」（以下、「再評価実施要領」という。）は、事業等の効率的な執行及び透明性を確保する観点から、国営土地改良事業の再評価の実施方法を定めたものであり、現時点で再評価実施要領を変更することは考えていない。

諫早湾干拓事業の再評価に当たっては、再評価実施要領に定める手続きに沿って実施し、再評価に関連する情報の公開については、情報公開法等の法令に基づき、適切に行うこととなる。

国営諫早湾干拓事業に関する質問主意書

質問日：2000年5月26日

質問者：参議院議員 中村敦夫

質問第四二号

国営諫早湾干拓事業に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年五月二十六日

中村敦夫

参議院議長 斎藤十朗殿

諫早干潟の命を奪う「ギロチン」から三年が過ぎ、二〇〇一年度には、農水省の事業再評価の対象となる。その事業再評価に向けて、日本国内だけでなく、アメリカ合衆国福岡領事館の担当官やデンマーク環境エネルギー省自然保護担当官などが現地を視察したり、韓国のテレビ番組で取り上げられるなど、国際的な関心も非常に高まっている。こうした目が光る中、事業続行を前提とした「アウセメント」的な事業再評価が行われては、国際的に日本の威信が失墜し、国益に大きな打撃となることは疑いない。「環境博」を標ぼうする二〇〇五年開催予定の愛知万博の開催にとっても大きな痛手となる。

よって、国営諫早湾干拓事業の再評価は、国際的にも通用するレベルの再評価システムで実施される必要がある。そのためには、何よりも官と民が情報を共有することが前提条件となる。

以上の観点から、次の事項について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

- 一 国営土地改良事業等再評価実施要領に基づいて九州農政局に設置される第三者委員会の二〇〇〇年度及び二〇〇一年度の委員名と所属を明らかにされたい。
- 二 一九九九年の事業計画変更時における総事業費二四九〇億円の内訳を、潮受堤防、内部堤防、農地造成に三区分して示されたい。
- 三 一九八六年着工時と一九九九年の事業計画変更時における全体実施設計の災害防止効果算出に際して、それぞれの想定被害内容（堤防、住家、非住家、農地、農業用施設、農作物、道路・鉄道、その他）ごとの現況被害額と計画被害額と年当たり効果額の詳細、それらを導き出した基礎データと積算プロセス、及び被害想定地域を示されたい。
- 四 三と同様に作物生産効果、維持管理費節減効果、一般交通等経費節減効果及び国土造成効果についても、それぞれの基礎データと積算プロセスを示されたい。
- 五 一九八六年着工時及び一九九九年事業計画変更時におけ

る妥当投資額の算定に際して、それぞれの割引率、還元率及び総合耐用年数を示し、その数値変更の根拠を示されたい。また、一九九九年事業計画変更時の妥当投資額算定に当たって採用した一般的計算式と本件への適用による式の具体的展開も併せて示されたい。

- 六 一九九九年十二月の事業計画変更にかかわる「国営土地改良事業変更計画書」及びこれに対応する全体実施設計書に相当する文書を公表すべきではないか。公表できないならば、その合理的な理由と法的根拠を明らかにされたい。
- 七 昨年秋以降、潮受堤排水門から海水を流入させている事実はあるか。あるとすれば、その理由を明らかにされたい。また、事実である場合、排水門に、海水流入に際しての構造的問題がないと解釈できるが、どうか。
- 八 水質調査を含む八項目にわたるモニタリング調査の生データを、最新のものを含めて全て示されたい。
- 九 調整池の水質はモニタリングでも目標値を達成していない。工事完了後に水質が改善するという見通しの合理的な根拠を明らかにされたい。
- 十 現在、潮受堤防は河川管理施設であるのか。
- 十一 河川法第三条第二項ただし書の規定に基づく長崎県との同意は、いつなされたのか、年月日を明らかにされたい。
- 十二 伊勢湾台風並みの高潮と諫早大水害並みの洪水が同時に襲来する確率は、何年に一度と想定しているのか。
- 十三 一九九七年四月の湾閉め切り後に完工したクレーク拡幅や排水ポンプ増設などの低地湛水対策工事を全て挙げ、その効果を明らかにされたい。
- 十四 一九九九年七月二十三日の豪雨で、市内全域に避難勧告が発令されたり湾岸低地の湛水が生じたりして大きな被害が発生した。当該事業によって防げなかったのはなぜか。
- 十五 潮受堤防外側に干潟が再生した場合、調整池からの排水に支障を来して防災機能が減退する可能性があるのではないか、合理的な理由でもって説明されたい。
- 十六 内部堤防、用排水路、農道の建設の工事内容とその工程表、工事費の項目別の詳細を示されたい。
- 十七 潮受堤防の沈下量と時間 沈下関係の予測と、二〇〇〇年三月三十一日までの沈下実績を示されたい。
- 十八 新干拓地盤の時間 沈下の予測と、二〇〇〇年三月三十一日までの沈下実績を示されたい。
- 十九 新干拓地の排水機場の配置とポンプ容量、排水機場の建設費をそれぞれ示されたい。
- 二十 当該事業の着工以来、特に一九九七年の湾閉め切り以降、周辺漁業者からの「漁業被害」を訴える声や報道が相次いでいる。これに関連して、政府が確認していることの概要とその原因を明らかにされたい。もし、原因が不明であるならば、原因究明のために政府が必要と考えている調査研究項目も明らかにされたい。また、何らの対策もとっていないならば、なぜ対策しないのか、その合理的な理由を明らかにされたい。
- 二十一 情報公開法の施行を控えていることや徳島での住民投票に代表される公共事業に対する国民の懸念を踏まえた上で、当該事業再評価に臨む政府の姿勢を示されたい。
右質問する。

国営諫早湾干拓事業に関する答弁書

答弁日：2000年8月8日

答弁者：内閣総理大臣 森喜朗

第百十七回国会答弁書第四二号

内閣参質一四七第四二号

平成十二年八月八日

内閣総理大臣 森 喜朗

参議院議長 斎藤十朗殿

参議院議員中村敦夫君提出国営諫早湾干拓事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出国営諫早湾干拓事業に関する質問に対する答弁書

一について

「国営土地改良事業等再評価実施要領」(平成十年三月二十七日付け農林水産省構造改善局長、畜産局長通知。以下「再評価実施要領」という。)に基づき、農林水産省九州農政局国営事業管理委員会に設置される第三者委員会の平成十二年度における委員の氏名及び所属は、別表一のとおりである。

なお、平成十三年度についても、これらの者に委員を委嘱することを予定している。

二について

お尋ねの「農地造成」は、地区内整備を指すものと考えられるが、変更後の国営諫早湾土地改良事業(以下「本事業」という。)の事業計画における事業費の総額二千四百九十億円の内訳は、潮受堤防分が約千八百十億円、内部堤防分が約三百十億円、地区内整備分が約三百億円であり、その他測量費、補償費等の費用が約七百億円である。

三について

災害防止効果は、本事業による潮受堤防及び調整池の設置により、昭和三十四年の伊勢湾台風級の台風による高潮と昭和三十二年の諫早大水害級の洪水が本事業の実施地区周辺で同時に発生した場合に想定される被害額がどの程度軽減されるかを算定している。御指摘の昭和六十一年着工時(以下「着工時」という。)及び平成十一年事業計画変更時(以下「変更時」という。)における想定被害内容ごとの現況被害額、計画被害額及び年効果額(年被害軽減額)並びに基礎データは別表二のとおりであり、積算プロセスは別記一のとおりである。

また、効果算定に当たっての被害想定地域は、別表三のとおりである。

四について

作物生産効果は、新たに造成される干拓地において作物等の生産が行われることにより得られる純益額を算定している。着工時及び変更時における基礎データは別表四のとおりであり、積算プロセスは別記二のとおりである。

維持管理費節減効果は、既存施設の維持管理費の節減額から新たに造成される施設において発生する維持管理費を減じて維持管理費節減額を算定している。着工時及び変更時における基礎データは別表五のとおりであり、積算プロセスは別記三のとおりである。

一般交通等経費節減効果は、本事業による干拓地への道路の設置に伴い、当該道路を利用することによる一般交通に係る走行経費の節減額を算定している。着工時及び変更時における基礎データは別表六のとおりであり、積算プロセスは別記四のとおりである。

国土造成効果は、本事業により干拓地が造成されることに伴い、他の地域の農地において農業以外の利用を行った場合に得られる間接的な効果額を算定している。着工時及び変更時における基礎データは別表七のとおりであり、積算プロセスは別記五のとおりである。

五について

妥当投資額は、前述の各種効果の合計額を上限としているが、着工時及び変更時におけるその算出の基礎となる割引率、還元率及び総合耐用年数は、別表八のとおりである。還元率及び総合耐用年数の数値の変更は、変更時において各施設の事業費を変更したことによる。

また、変更時における妥当投資額算定に当たって採用した一般的計算式とその具体的展開は、別記六のとおりである。

六について

本事業に係る変更計画書は、農林水産省文書管理規則（昭和三十三年農林省訓令第二十七号）に基づき、公開している。

また、変更後には、新たな全体実施設計は行っていないが、変更後の事業計画に係る基礎資料については、具体的な要求項目が示されれば、可能な限り開示してきたところである。

七について

潮受堤防排水門から海水を流入させるような排水門の操作をした事実はない。

八について

お尋ねの「八項目にわたるモニタリング調査」は、長崎県環境影響評価事務指導要綱（昭和五十五年七月一日付け長崎県副知事通知）に基づき、事業実施主体である九州農政局が作成した「諫早湾干拓事業計画に係る環境影響評価書」（以下「環境影響評価書」という。）における環境モニタリング計画に示された八項目の監視項目を指すものと考えられるが、その内容は、九州農政局、長崎県、関係市町等から構成される「諫早湾干拓地域環境監視機構」によって、九州農政局諫早湾干拓事務所、長崎県及び関係市町において一般の閲覧に供されている。

既に取りまとめられている平成十年度までの調査結果は、千ページを優に超える極めて膨大な資料であり、平成十年度の水質の項目を例として示せば、別紙のとおりである。

九について

環境影響評価書における調整池の水質の環境保全目標は、供用時の水質について設定されている。

調整池は、現在工事中であるが、工事完了後には、水質の汚濁源の一部については、内部堤防の完成による干陸部や底泥からの溶出等の減少、調整池の水際での水生植物の繁茂等による巻き上げの減少のほか、調整池流域における生活排水処理施設の整備等水質保全対策の一層の進捗による流入の減少が見込まれる。

十及び十一について

現在、潮受堤防は河川管理施設ではなく、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項ただし書に基づく長崎県知事の同意は得ていない。

十二について

潮受堤防及び調整池の設置に係る計画策定に当たっては、高潮については関係省庁で策定された「海岸保全施設築造基準解説」（昭和四十四年十二月改訂。以下「海岸保全基準」という。）洪水については海面干拓の設計等に関する「土地改良事業計画設計基準」（昭和四十一年三月三十日付け農林省農地局長通知。以下「設計基準」という。）に基づいている。

海岸保全基準では、堤防計画における設計高潮位は「原則として既往の最高潮位又は朔望平均満潮位に既往の最大潮位偏差を加えた高さ」とされ、また、設計基準では、設計洪水量は「実測資料の最大値と八十年確率洪水量を比較して、そ

の大きい方の値を採用する」とされている。

潮受堤防及び調整池の設置に当たっては、高潮については既往の最大の高潮をもたらした伊勢湾台風級の台風を想定し、また、洪水については諫早湾地域の既往の最大の洪水である諫早大水害時の降雨を基に計画しているものであり、生起確率を基に計画しているものではない。

十三について

調整池の沿岸地域において、平成九年四月以降に完工した湛水被害の軽減を目的とした工事は、長崎県営排水対策特別事業により「小野島地区」及び「野井沖新田地区」で実施した排水路工事であり、その効果は、排水路の通水能力の向上により迅速な排水が可能となったことである。

十四について

平成十一年七月二十三日の大雨は、最大時間雨量が百一ミリメートル（気象庁地域気象観測所諫早観測所）という記録的なものであり、この大雨により、市内の農地の一部では、一時的に湛水が生じたものの、潮受堤防の効果により潮汐の影響を受けなかったこと、また、調整池の水位を低く保ったことにより河川、排水路等から調整池への排水が速やかに行われたことから、同日中には湛水が解消し、湛水による農作物への被害は発生していない。

また、調整池の背後地の一部においては、家屋の浸水被害が生じたが、背後地において浸水被害が生じるか否かは、降雨の強度及び分布、地域における排水能力、排水先の河川等の水位変化等により総合的に決まるものであり、同日の大雨に関しては、調整池の水位を低く保った結果、地域の河川が氾濫することなく調整池に流下していることにかんがみ、調整池の機能は適正に発揮されたと考えている。

十五について

潮受堤防排水門の外側前面は、排水門からの排水による水流のために浮遊性の粘土が滞留しにくいこと、また、当該排水門を海水面に垂直に設置するとともに、最も潮位が低下する大潮の干潮時においても、その底面が干出することがないよう設計していることから、干潟が発生しにくいと考えている。

十六について

お尋ねの内部堤防、用排水路及び農道の建設の工事内容等については、別表九のとおりである。

十七について

潮受堤防において沈下が最も大きいと想定される区間にある観測点における潮受堤防の沈下量については、お尋ねの平成十二年三月三十一日までのデータは存在しないが、平成九年十月三十一日の潮受堤防の築堤完了から平成十一年八月十二日まででは、十センチメートルである。一般的に築堤完了後の時間当たりの沈下量は漸減していくところであり、同区間における築堤完了以後潮受堤防の耐用年数である百年間の沈下量は、五十九センチメートルと予測している。

十八について

干拓地の沈下は主として排水の効果により進行するところであり、お尋ねの平成十二年三月三十一日までの中央干拓地の沈下実績については、暗きょ排水工が未施工であることから、測定していない。

今後の沈下量は、暗きょ排水工の施工に伴う土の乾燥収縮により発生する沈下とその後長期にわたり土の自重により進行する沈下を考慮し、最終的に五十センチメートルとなると予測している。

十九について

中央干拓地においては、東西二か所に排水機場を設置する計画であり、東排水機場のポンプ能力は毎秒二十四立方メートル、西排水機場のポンプ能力は毎秒二十立方メートルである。

なお、排水機場の建設費については、工事契約のための発注事務を控えているため、明らかにできない。

二十について

諫早湾が所在する有明海における主要魚介類の漁獲量の推移は、別表十のとおりであり、総じて本事業の本格着工の前後又は潮受堤防の締切りの前後でその漁獲量に著しい変化は見られない。

なお、本事業においては、環境モニタリング等により、潮受堤防外の水質等の監視を行っているところであるが、これによると、潮受堤防を締め切った前後で、周辺海域の水質において、化学的酸素要求量等に明確な差異が認められないことから、潮受堤防の締切りが漁業に対して影響を及ぼしているとは判断できない。引き続き、環境モニタリング等を実施することにより、水質等の状況を注意深く監視するとともに、関係漁業者には、その結果を説明してまいりたい。

二十一について

国営土地改良事業の再評価は、再評価実施要領に基づき、事業の効率的な執行及び透明性を確保する観点から、事業実施主体である国が実施しているものであり、再評価に当たっては、関係土地改良区、市町村、都道府県等から意見を聴取するとともに、専門的知見を有し公正中立の立場を堅持できる学識経験者で構成される第三者委員会に諮問することとしている。また、再評価の結果及びその理由のほか、第三者委員会への提示資料及びそこでの議事内容は、公表することとしている。

本事業の再評価についても、再評価実施要領に定める手続に沿って、関連する情報の公開にも配慮しつつ、適切に実施する所存である。

別表一 九州農政局国営事業管理委員会に設置される第三者委員会の委員の氏名及び所属

氏名	所属
有馬 進	佐賀大学農学部
黒田 正治	九州共立大学工学部
星子 邦子	消費生活コンサルタント (Office HOSHIKO)
山内 良一	熊本学園大学経済学部
横川 洋	九州大学大学院農学研究院

別表二

1 着工時

		堤防 (km)	住家 (戸)	非住家 (箇所)	農地 (ha)	農業用施設	農作物 (ha)	道路 鉄道 (km)	その他	計
賦存量	数量	49	4,394	781	2,475	65箇所 694km	2,350	191		
	評価額 (百万円)	32,740	28,164	20,758	17,417	7,730	2,828	16,928		126,565
現況	被害量	49	4,394	583	2,280	57箇所 640km	2,350	120	営業停止等	
	被害額 (百万円)	32,740	5,086	3,220	14,804	6,070	2,511	7,238	698	72,367
計画	被害量	0	309	14	104	15箇所 112km	979	8	営業停止等	
	被害額 (百万円)	0	113	54	99	175	122	71	210	844
被害軽減額 (百万円)		32,740	4,973	3,166	14,705	5,895	2,389	7,167	488	71,523
年効果額 (年被害軽減額) (百万円)		1,849	281	179	831	333	135	404	28	4,040

備考

1. 現況の被害とは、事業実施前の堤防の決壊による浸水等によって生ずる経済的に評価可能な損害をいう。
2. 計画の被害とは、事業実施後の降雨による浸水等によって生ずる経済的に評価可能な損害をいう。
3. 年効果額を算定するための還元率は、0.05648である。

なお、還元率の算定に必要な総合耐用年数を算出するための基礎データは、次のとおりである。

	工事費 (百万円)	耐用年数 (年)	年当たり工事費 (百万円)
潮受堤防	35,300	100	353
排水門	8,700	30	290
計	44,000	68 総合耐用年数	643

4. 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

2 変更時

		堤防 (km)	住家 (戸)	非住家 (箇所)	農地 (ha)	農業用 施設	農作物 (ha)	道路 鉄道 (km)	その他	計
賦存量	数量	48	3,007	1,226	2,404	69箇所 696km	2,246	220		
	評価額 (百万円)	118,391	28,702	59,611	23,155	12,038	2,475	41,223		285,595
現況	被害量	35	3,007	1,105	2,277	69箇所 659km	2,246	142	営業停止等	
	被害額(百万円)	90,305	8,126	20,625	20,617	10,083	2,286	19,242	1,725	173,009
計画	被害量	0	348	189	78	19箇所 51km	888	8	営業停止等	
	被害額(百万円)	0	152	2,098	76	234	189	142	135	3,026
被害軽減額(百万円)		90,305	7,974	18,527	20,541	9,849	2,097	19,100	1,590	169,983
年効果額 (年被害軽減額)(百万円)		5,081	448	1,042	1,156	554	118	1,074	90	9,563

備考

1. 現況の被害とは、事業実施前の堤防の決壊による浸水等によって生ずる経済的に評価可能な損害をいう。
2. 計画の被害とは、事業実施後の降雨による浸水等によって生ずる経済的に評価可能な損害をいう。
3. 年効果額を算定するための還元率は、0.05626である。

なお、還元率の算定に必要な総合耐用年数を算出するための基礎データは、次のとおりである。

	工事費(百万円)	耐用年数(年)	年当たり工事費(百万円)
潮受堤防	94,927	100	949
排水門	24,791	34	729
計	119,718	71 総合耐用年数	1,678

4. 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。
なお、工事費は平成10年度の単価に換算したものである。

別表三

1 着工時

	市 町 村	効果算定に当たっての被害想定地域
現況	長崎県諫早市	仲沖町、上町、栄町、八坂町、本町、東本町、旭町、厚生町、幸町、八天町、船越町、原口町、福田町、泉町、小川町、鷺崎町、川床町、赤崎町、黒崎町、小野町、小野島町、川内町、長野町、宗方町、小豆崎町、西里町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、猿崎町
	長崎県北高来郡森山町	慶師野名、本村名、田尻名、杉谷名、唐比北名、唐比東名、井牟田下名
	長崎県北高来郡高来町	三部壱名、里名、町名、黒崎名、小峰名、泉名、金崎名、下与名、峰名、小船津名、船津名、大戸名、富地戸名
	長崎県南高来郡吾妻町	阿母名、牛口名、永中名、田之平名、古城名
	長崎県南高来郡愛野町	甲、乙
計画	長崎県諫早市	仲沖町、幸町、船越町、福田町、赤崎町、黒崎町、小野島町、川内町、小豆崎町、西里町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、猿崎町
	長崎県北高来郡森山町	慶師野名、本村名、田尻名、杉谷名、井牟田下名
	長崎県北高来郡高来町	下与名、峰名、小船津名
	長崎県南高来郡吾妻町	阿母名、牛口名、永中名、
	長崎県南高来郡愛野町	甲、乙

2 変更時

	市 町 村	効果算定に当たっての被害想定地域
現況	長崎県諫早市	仲沖町、旭町、幸町、八天町、船越町、福田町、泉町、鷺崎町、川床町、赤崎町、黒崎町、小野町、小野島町、川内町、長野町、宗方町、小豆崎町、西里町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、猿崎町
	長崎県北高来郡森山町	慶師野名、本村名、田尻名、杉谷名、唐比北名、井牟田下名
	長崎県北高来郡高来町	三部名、里名、町名、法川名、黒崎名、泉名、金崎名、下与名、峰名、小船津名、船津名、大戸名、富地戸名
	長崎県南高来郡吾妻町	阿母名、牛口名、永中名、大木場名、田之平名、平江名、古城名
	長崎県南高来郡愛野町	甲、乙
計画	長崎県諫早市	仲沖町、幸町、福田町、赤崎町、黒崎町、小野町、小野島町、川内町、小豆崎町、西里町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、猿崎町
	長崎県北高来郡森山町	慶師野名、本村名、田尻名、杉谷名、井牟田下名
	長崎県北高来郡高来町	下与名、峰名、小船津名
	長崎県南高来郡吾妻町	阿母名、牛口名、永中名、
	長崎県南高来郡愛野町	甲、乙

別表四

1 着工時

	計画作付面積 (ア) (ha)	計画単収 (イ) (kg/10a)	生産増加量 (ウ)=(ア)×(イ) (t)	生産物単価 (エ) (1000円/t)	増加粗収益額 (オ)=(ウ)×(エ) (百万円)	純益率 (カ) (%)	年効果額 (年純益額) (オ)×(カ) (百万円)
ばれいしょ	462	2,700	12,474	111	1,385	39	1,936
レタス	437	2,300	10,051	108	1,086		
たまねぎ	462	4,000	18,480	85	1,571		
にんじん	462	4,000	18,480	50	924		
酪農 (生乳)	2100頭	5,800 1頭当たりkg	12,180	105	1,279	36	460
肉用牛 (乳用種)	1560頭	610 1頭当たりkg	950	726	690	14	243
肉用牛 (肉専用種)	1600頭	600 1頭当たりkg	960	1,084	1,041		
合 計							2,640

備考 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

2 変更時

	計画作付面積 (ア) (ha)	計画単収 (イ) (kg/10a)	生産増加量 (ウ)=(ア)×(イ) (t)	生産物単価 (エ) (1000円/t)	増加粗収益額 (オ)=(ウ)×(エ) (百万円)	純益率 (カ) (%)	年効果額 (年純益額) (オ)×(カ) (百万円)
ばれいしょ	542	3,010	16,315	98	1,599	43	688
レタス	56	3,990	2,234	89	199	54	107
たまねぎ	224	5,520	12,387	66	818	51	413
にんじん	304	5,520	16,792	64	1,075	49	531
はくさい	56	9,020	5,051	61	308	22	68
キャベツ	56	5,520	3,091	51	158	27	43
いちご	24	4,440	1,066	1,014	1,081	31	335
アスパラガス	4	2,760	662	792	525	33	173
カーネーション	24	120,000 10a当たり本	28,800 (千本)	46/1本	1,320	16	211
酪農					1,207	18	217
(うち生乳)	1,600頭	8,000 1頭当たりkg	12,800	83	1,057		
肉用牛					1,253	18	225
(うち肥育牛)	1,300頭		1,300頭	772 1頭当たり千円	1,003		
合 計							3,012

備考 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

別表五

1 着工時

		改良、廃止、新設、 使用形態の変化の別	現況年維持管理費 (百万円)	計画年維持管理費 (百万円)	年効果額 (年維持管理費節減額) (百万円)
基幹施設	潮受堤防	新 設		11	11
	内部堤防	新 設		9	9
	排水門	新 設		11	11
	その他	新 設		26	26
	計			57	57
農用地 造成施設	排水施設	新 設		39	39
	用水施設	新 設		37	37
	道路	新 設		6	6
	ほ場整備	新 設		7	7
	その他	新 設		32	32
	計			120	120
既存施設	背後地海岸堤防	改 良	10	0	10
	背後地排水樋門	改 良	31	10	22
	計		41	10	32
合 計			41	186	145

備考 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

2 変更時

		改良、廃止、新設、 使用形態の変化の別	現況年維持管理費 (百万円)	計画年維持管理費 (百万円)	年効果額 (年維持管理費節減額) (百万円)
基幹施設	潮受堤防	新 設		154	154
	内部堤防	新 設		30	30
	計			185	185
農用地 造成施設	排水施設	新 設		34	34
	用水施設	新 設		41	41
	道路	新 設		27	27
	ほ場整備	新 設		36	36
	その他	新 設		39	39
	計			177	177
既存施設	背後地海岸堤防	改 良	57	17	41
	背後地排水樋門	改 良	23	5	18
	計		80	21	59
合 計			80	382	302

備 考

1. 潮受堤防は、排水門を含む。
2. 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

別表六

1 着工時

		諸 元				車両走行経費		人件費		年走行経費 (カ)+(ク) (百万円)
		延べ台数 (ア) (千台)	走行距離 (イ) (km)	走行速度 (ウ) (km/1時間)	稼働時間 (エ)=(ア) ×(イ)÷(ウ) (千時間)	時間当たり 経費(オ) (円)	走行経費 (カ)=(エ)×(オ) (百万円)	時間当たり 経費(キ) (円)	評価額 (ク)=(エ)×(キ) (百万円)	
現況	乗用車	337	15	30	170	713	121	820	139	260
	バス	15	15	30	8	2,612	20	820	6	26
	小型貨物車	441	15	30	222	950	211	820	182	393
	普通貨物車	495	15	30	249	1,352	337	820	204	541
	計	1,288			648		688		532	1,220
計画	乗用車	337	10	35	93	800	75	820	77	151
	バス	15	10	35	4	2,983	12	820	3	16
	小型貨物車	441	10	35	122	1,076	132	820	100	232
	普通貨物車	495	10	35	137	1,525	209	820	112	322
	計	1,288			357		428		293	721
年効果額 (年一般交通等経費節減額)							261		239	499

備考 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

2 変更時

		諸 元				車両走行経費		人件費		年走行経費 (カ)+(ク) (百万円)
		延べ台数 (ア) (千台)	走行距離 (イ) (km)	走行速度 (ウ) (km/1時間)	稼働時間 (エ)=(ア) ×(イ)÷(ウ) (千時間)	時間当たり 経費(オ) (円)	走行経費 (カ)=(エ)×(オ) (百万円)	時間当たり 経費(キ) (円)	評価額 (ク)=(エ)×(キ) (百万円)	
現況	軽乗用車	193	15	30	97	300	29			29
	普通乗用車	593	15	30	298	367	109			109
	軽貨物車	215	15	30	108	300	32	1,390	150	183
	小型貨物車	251	15	30	126	696	88	1,390	176	263
	貨客車	105	15	30	53	585	31	1,390	74	105
	普通貨物車	353	15	30	178	1,357	241	1,390	247	488
	特殊車	53	15	30	27	1,852	50	1,390	37	87
	計	1,762			887		581		684	1,264
計画	軽乗用車	193	10	45	42	335	14			14
	普通乗用車	593	10	45	128	406	52			52
	軽貨物車	215	10	45	46	335	15	1,390	64	80
	小型貨物車	251	10	45	54	785	42	1,390	75	118
	貨客車	105	10	45	23	674	15	1,390	32	47
	普通貨物車	353	10	45	76	1,451	110	1,390	106	216
	特殊車	53	10	45	11	1,947	22	1,390	16	38
	計	1,762			380		272		293	565
年効果額 (年一般交通等経費節減額)							309		391	700

備考 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

別表七

1 着工時

単位面積当たり農地価格			単位面積当たり地代 相当額の差額 (エ)=(ウ)×利率 (10a当たり千円)	効果発生面積 (干陸面積) (オ) (ha)	年効果額 (年国土造成効果額) (エ)×(オ) (百万円)
他用途利用 (ア) (10a当たり千円)	農業利用 (イ) (10a当たり千円)	差 (ウ)=(ア)-(イ) (10a当たり千円)			
2,440	796	1,644	90	1,635	1,478

備 考

1. 利率は、0.055である。
2. 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

2 変更時

単位面積当たり農地価格			単位面積当たり地代 相当額の差額 (エ)=(ウ)×利率 (10a当たり千円)	効果発生面積 (干陸面積) (オ) (ha)	年効果額 (年国土造成効果額) (エ)×(オ) (百万円)
他用途利用 (ア) (10a当たり千円)	農業利用 (イ) (10a当たり千円)	差 (ウ)=(ア)-(イ) (10a当たり千円)			
4,851	1,225	3,626	199	1,654	3,299

備 考

1. 利率は、0.055である。
2. 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

別表八

	割引率	還元率	総合耐用年数
着工時	0.055	0.05773	57年
変更時	0.055	0.05695	63年

別表九

項 目	工 事 内 容	工 事 費	工 程
内部堤防	延長 17.6km	約 310億円	平成9年度から平成17年度まで
用排水路	用水路延長 37.8km 排水路延長 27.4km	約 51億円	平成12年度から平成18年度まで
農道	延長 58.4km	約 127億円	平成5年度から平成18年度まで

別表十 有明海の漁獲量の推移

(単位 t)

	スズキ	ガザミ類	クルマエビ	タコ類	アサリ類	サルボウ	タイラギ
平成元年	452	533	300	1,210	8,974	14,619	5,173
平成2年	312	644	263	975	5,189	16,935	7,343
平成3年	282	693	427	984	4,088	16,146	5,699
平成4年	264	587	198	956	7,259	12,537	4,249
平成5年	223	524	211	1,242	9,110	16,689	723
平成6年	197	423	357	850	4,636	17,299	110
平成7年	204	331	385	1,003	11,105	15,424	814
平成8年	236	409	321	1,032	4,810	16,324	3,786
平成9年	184	424	234	922	2,801	14,123	3,432
平成10年	163	551	182	974	3,563	10,087	1,181

別記一

災害防止効果は、次の手順により算定する。

1. 被害想定区域を設定し、当該区域内の資産の賦存量及び評価額を把握する。
2. 現況の被害量及び被害額を推定する。
3. 計画の被害量及び被害額を推定する。
4. 現況の被害額から計画の被害額を控除して被害軽減額を算定する。
5. 被害軽減額に、建設する施設の総合耐用年数に応じた還元率を乗じて得た額を年効果額（年被害軽減額）とする。

別記二

作物生産効果は、次の手順により算定する。

1. 事業対象地域の土地利用計画及び営農計画に基づき、作物別計画作付面積を設定する。
2. 作物別計画作付面積に、作物別の計画単収、生産物単価及び純益率を乗じて得た額を年効果額（年純益額）とする。

別記三

維持管理費節減効果は、次の手順により算定する。

1. 現況施設及び計画施設を把握する。
2. 現況の年維持管理費を算定する。
3. 計画の年維持管理費を算定する。
4. 現況の年維持管理費の節減額から計画の年維持管理費を控除して得た額を年効果額（年維持管理費節減額）とする。

別記四

一般交通経費節減効果は、次の手順により算定する。

1. 交通量調査により車種別延べ台数を設定する。
2. 現況の走行距離及び走行時間を設定し、現況の車両走行経費及び人件費を算定する。
3. 計画の走行距離及び走行時間を設定し、計画の車両走行経費及び人件費を算定する。
4. 現況の車両走行経費及び人件費の合計額から計画の車両走行経費及び人件費の合計額を控除して得た額を年効果額（年一般交通等経費節減額）とする。

別記五

国土造成効果は、次の手順により算定する。

1. 農地が他用途に利用される面積及び売買価格を把握し、単位面積当たりの平均他用途利用価格を算定する。
2. 農地が農地として利用される面積及び売買価格を把握し、単位面積当たりの平均農業利用価格を算定する。
3. 農地が他用途に利用される場合の単位面積当たりの価格から、農地として利用される場合の単位面積当たりの価格を控除して得た額に、利子率を乗じて単位面積当たり地代相当額の差額を算定する。
4. 単位面積当たり地代相当額の差額に、効果発生面積を乗じて得た額を年効果額（年国土造成効果額）とする。

別記六

$$\begin{aligned}
 \text{妥当投資額} &= (\text{作物生産効果の年効果額} + \text{維持管理費節減効果の年効果額} + \text{災害防止効果の年効果額} \\
 &\quad + \text{一般交通等経費節減効果の年効果額} + \text{国土造成効果の年効果額}) \\
 &\div \{ \text{還元率} \times (1 + \text{建設利息率}) \} - \text{廃用損失額} \\
 &= (3,012 \text{ 百万円/年} - 302 \text{ 百万円/年} \\
 &\quad + 9,563 \text{ 百万円/年} + 700 \text{ 百万円/年} \\
 &\quad + 3,299 \text{ 百万円/年}) \\
 &\div \{ 0.05695 \times (1 + 0.104) \} - 0 \\
 &= (16,272 \text{ 百万円/年} \div 0.06288) \\
 &= 258,779 \text{ 百万円}
 \end{aligned}$$

注) 本答弁書に別紙として添付されていた「平成11年度諫早湾干拓事業環境モニタリング連絡会議」説明資料からの抜粋による水質データは掲載を省略した。また別表においては、原本の縦書きの表を横書きに改めるにあたって、漢数字による数値や単位を算用数字、ローマ字等に直した。

川辺川国営かんがい排水事業の再評価概要（平成10年度）

（九州農政局）

事業名	国営かんがい排水事業		地区名	川辺川																		
県名	熊本県	関係市町村名	人吉市、錦町、多良木町、須恵村、深田村、相良村、山江村																			
事業概要	<p>本地区は、熊本県の南部に位置し、人吉市外2町4村にまたがる農業地帯である。台地上の畑は火山灰に覆われた特殊土壌地帯であり、用水手当施設の整備はなされていない。一方、水田は小河川沿いに開け、用水施設の老朽化等により恒常的な用水不足をきたしている。</p> <p>本事業は、水源を川辺川ダム（特定多目的ダム・建設省所管）に依存し、畑地かんがい及び用水改良を行うとともに、農地造成による規模拡大、区画整理による機械化体系の拡充と土地利用率の向上等により、農業経営の安定と近代化を図るものである。</p> <p>受益面積 3,010ha 主要工事計画 取水施設1式、用水路64.3km、農地造成190ha、支線道路6.6km、区画整理50ha 総事業費 34,000百万円（H10年度時点40,340百万円） 工期 昭和58年度～平成13年度（同上昭和58年度～平成20年度）</p>																					
評価	<p>【事業の進捗状況】 昭和58年度着工以来、鋭意事業を進めてきており、平成9年度までの事業進捗率は約23%である。</p> <p>【関連事業の進捗状況】 関連事業は20地区を計画しており、平成9年度現在で完了地区8地区・実施地区2地区である。なお、平成9年度までの事業進捗率は約26%であり、国営事業の進捗状況に併せて、熊本県・関係市町村と連携を図りながら推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>地区数</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・国営農地再編整備事業</td> <td>1地区</td> <td>627ha</td> </tr> <tr> <td>・県営畑地帯総合整備事業</td> <td>6地区（完了1地区・実施2地区）</td> <td>488ha</td> </tr> <tr> <td>・県営かんがい排水事業</td> <td>6地区</td> <td>1,838ha</td> </tr> <tr> <td>・県営ほ場整備事業</td> <td>2地区（完了2地区）</td> <td>266ha</td> </tr> <tr> <td>・団体営土地改良総合整備事業</td> <td>5地区（完了5地区）</td> <td>125ha</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	地区数	受益面積	・国営農地再編整備事業	1地区	627ha	・県営畑地帯総合整備事業	6地区（完了1地区・実施2地区）	488ha	・県営かんがい排水事業	6地区	1,838ha	・県営ほ場整備事業	2地区（完了2地区）	266ha	・団体営土地改良総合整備事業	5地区（完了5地区）	125ha
	事業名	地区数	受益面積																			
・国営農地再編整備事業	1地区	627ha																				
・県営畑地帯総合整備事業	6地区（完了1地区・実施2地区）	488ha																				
・県営かんがい排水事業	6地区	1,838ha																				
・県営ほ場整備事業	2地区（完了2地区）	266ha																				
・団体営土地改良総合整備事業	5地区（完了5地区）	125ha																				
評価	<p>【社会経済情勢の変化】 本地区については、近年農業就業人口は減少傾向にあるが、総就業人口も減少傾向にあり、就業人口総数に占める農業就業人口は17%と大きなシェアを占めている。農業粗生産額についても近年減少傾向が見られるものの、全生産額に占める割合は11%と依然大きなシェアを占めている。また、農業就業人口の減少、新規就農者の減少及び高齢化等により専業・兼業農家とも減少傾向にあるものの、経営耕地面積3ha未満の農家が減少し3ha以上の農家が増加してきており、農家の大規模化・集約化が進んでいる。また、農業生産額に占めるこれら農家の生産額の割合も31%と当該地区の農業の中核を占めるようになってきている。戸当たり平均農用地面積は1.2haで増加傾向を示している。作物では露地野菜から茶・なし・もも等果樹・施設野菜への移行傾向が見られ省力化が図られている。</p> <p>以上のことから、農業は本地区における基幹産業として重要な位置を占めている。</p>																					
項目	<p>【事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無】 本事業の土地改良法に基づく変更計画は平成8年4月4日付けで確定しており、確定後の農業情勢等については、特別な変化は見当たらない。</p> <p>一方、熊本県農業計画及び球磨地域農業計画並びに関係市町村の農業振興地域整備計画においても、現時点での事業計画の見直しが必要となるような変更は認められない。</p> <p>以上のことから、事業計画の重要な部分の変更の必要性はない。</p>																					
	項目	<p>【費用対効果分析の基礎となる要因の変化】 本地区の営農計画は、水稻を中心とする複合経営や果樹及び茶の単一経営が主であり露地野菜は労働力不足から敬遠される傾向にある。また、農業振興計画では、農業が主産業であるとともに、今後とも農業振興については積極的に推進することとしており、中核的担い手農家を育成し、中核農家への農地の集積と担い手の経営規模の拡大、指導体制の確立、生産組織及びリーダーの育成を図り、地域農業の活性化を図ることとしている。</p> <p>計画策定時に比べ、耕地面積は若干の減少を示しているのみであり、単位当たり収量については気候の変動による増減程度しか認められない。また、農産物価格は計画策定時に比べ平均19%と総事業費（16%）と同程度上昇しており、計画の基本となっている各市町村等の営農計画も変更されていないことから、計画通りの効果発現が期待できる。</p>																				
目	<p>【受益農家・関係団体の意向】 本事業が、人吉・球磨地域の農業の振興及び発展のためには不可欠な事業であることには、事業当初から何ら変わりはない。このため、当初より再三にわたり、受益者で構成された川辺川地区開発青年同志会等の地元推進母体においては、関係団体等へ陳情を重ねてきている。また、本年の6月には熊本県議会及び関係市町村議会等の全てにおいて、かんがい排水事業への早期着手の意見書が可決されている。これにより、地元の多数受益者及び関係団体の本事業推進に対する強い意志と熱意が確認できる。</p> <p>また、面整備が終わっている地区においては、暫定水源による水手当の要望が高く、事業の早期完了に対する受益農家の要望が強いことも確認できる。</p>																					
	目	<p>【第三者委員会の意見】 川辺川ダムは、計画どおり事業推進が図られていることから、利水事業の効果を確実に発現するためにも、熊本県及び人吉市・錦町などの関係市町村と連携し、本事業を継続して実施する。</p>																				
<p>【総合評価】 本事業計画は確定しており、かんがい施設整備の緊急性は高く、事業推進のための地元要望も強いことから、事業効果の早期発現を図るため、早急に用水施設工事に着手する必要がある。本事業の水源である川辺川ダムの完成時期（平成20年）をも勘案しつつ、事業を継続実施し、早期完成を図る。</p>																						
<p>【事業の実施方針】 本事業の計画は確定しており、かんがい施設整備の緊急性は高く、熊本県・地元関係市町村及び推進母体等において、用水施設工事に着手に向けての積極的な取り組みや要望が行われていることから、事業効果の早期発現を図るため、早急に用水施設工事に着手する必要がある。本事業の水源である川辺川ダムの完成時期（平成20年）をも勘案しつつ、事業を継続実施し、早期完成を図る。</p> <p>また、訴訟については、これまで3条資格者の認定及び同意取得の有効性が論争の中心であることから、国としては、裁判の中で国の主張なり考え方を明らかにしていく考えである。</p>																						

市民による諫早干拓「時のアセス」プロジェクトは、
（財）トヨタ財団の市民活動助成と
（財）自然保護助成基金の助成を受けています。

市民による諫早干拓「時のアセス」

2001年4月8日 初版発行

2001年6月23日 2版発行

発行 諫早干潟緊急救済東京事務所

〒171-0032 東京都豊島区雑司が谷3-7-3 ベルビュー目白701

TEL/FAX 03-3986-6490

E-mail isahaya@msj.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www2s.biglobe.ne.jp/isahaya/>

頒価 1,000円（税込）

本書の内容に対するご意見、ご感想を上記の諫早干潟緊急救済東京事務所までお寄せください。
本書は古紙100%の再生紙を使用しています。